

令和元年度佐賀県佐賀豪雨災害復興支援事業寄附金留意事項

令和元年佐賀豪雨災害復興支援事業寄附金の申請については、令和元年度佐賀県佐賀豪雨災害復興支援事業寄附金交付要綱（以下、「要綱」という。）とともに、次の事項に留意してください。

第1 寄附金（要綱第3条、第4条関係）

(1) 交付先団体

令和元年佐賀豪雨災害にて被害を受け復興に取り組むCSO※（地縁団体等）とする。

※CSO…Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、自治会、婦人会、老人会、PTAといった地縁団体をはじめNPO法人、市民活動、ボランティア団体も含む。

(2) 上限額等

1 団体（申請）あたり原則2,000千円とする。

① 団体負担の定めはありません。

② 2,000千円を上限と考えるが、事業の必要性に応じて上限を超えることも可とする。

※ その場合、申請時の寄附金活用計画書の事業内容にその旨（必要性の部分）記載すること。

③ 交付決定額は、寄附金交付申請額を下回ることがある。

④ 寄附金の額に1000円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額とする。

(3) 交付対象

① 佐賀豪雨にて被災した公民館の修理等復興にかかわるもの

i. CSO（地縁団体等）が所有する公民館の修理（畳替えなど）

ii. CSOが所有する備品類購入（祭りの道具など）

iii. CSOが所有する消耗品購入（図書など）

iv. CSOが行うソフト事業（災害に伴う子供たちのメンタルケア、読み聞かせなど）

など

※ 佐賀豪雨にて被災したかどうか判断する基準（証拠書類）としては、原則、写真等の提出を行うものとする。

ただし、何らかの理由で証明が難しい（既に棄却済み等）場合は、申請者（代表者）から証明書を提出させることで、その代わりとする。

② 今後の豪雨に備えて防災のために必要なもの。

i. CSOが所有する防災のための公民館の嵩上げ

ii. CSOが所有する防災用備品等購入（ヘルメット、土嚢袋など）

など

なお、交付採択の優先順位は、①▶②とする。

第2 その他（お知らせ）

本事業寄附金を実施するにあたり確実な事業実施を図るため、下記公益財団法人に業務委託を行うこととしておりますのでお知らせします。

（1）委託先

公益財団法人佐賀未来創造基金

〒840 - 0813

佐賀県佐賀市唐人2-5-12 TOJIN 茶屋3階

電話：0952 - 26-2228 FAX：0952 - 37 - 7193

メールアドレス：info@saga-mirai.jp

（2）委託内容

- ① 市町及びCSOからの問い合わせ対応
- ② 周知（PRチラシ作成）
- ③ 申請書類内容確認（資料等の再徴取を含む）
※必要に応じて県職員等との現地調査
- ④ CSO（市町経由）からの申請書のとりまとめ及び県への報告
- ⑤ CSOからの実績報告のとりまとめ及び報告（県へ）
※ 実績報告内に「令和元年佐賀豪雨災害復興支援寄附」によるものであることの表示があるかの確認（表示方法は、写真、HP、シール等自由。）
- ⑥ 寄附サイト（ふるさとチョイス等）への寄附使途報告案の作成
※ 住民の喜びの声、完了写真 など
- ⑦ その他、窓口事務に関する業務